

阿賀野市新規創業サポート補助金

よくあるご質問

No	分野	質問	回答
1	対象者	個人事業主がいわゆる“法人成り”する場合は対象となりますか。	個人事業主の開業届が申請年度末で2年未満なら該当します。なお、次のような場合は承継元の開業届出日を基準として対象となるか判断します。 <ul style="list-style-type: none"> ・個人事業主（承継元）から法人になる場合 ・個人事業主（承継元）である父の事業を個人事業主として息子が承継する場合
2	補助対象経費	具体的に対象となる経費はどのようなものがありますか。 ①事務所の増改築または改修に要する経費	事業遂行のために必要なものであって、次のようなものが対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・店舗、事務所改修費（電灯・電源工事、エアコン設置工事など） ※事業用と私用とを明確に区別できるものに限ります。
3	補助対象経費	具体的に対象となる経費はどのようなものがありますか。 ②設備または備品の購入費	事業遂行のために必要なものであって、次のようなものが対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・営業車、パソコン、プリンター、冷蔵庫、事務機など ※事業用と私用とを明確に区別できるものに限ります。 なお、筆記用具、プリンタ用インク、用紙、電池等消耗品費などは対象外とします。
4	補助対象経費	具体的に対象となる経費はどのようなものがありますか。 ③事業の用に供する土地または事業所の賃貸借料	当該補助期間中の支払のみを対象とします。敷金や礼金は対象外とします。 なお、住居兼店舗（事務所）の場合は対象外とします。
5	補助対象経費	具体的に対象となる経費はどのようなものがありますか。 ④広告宣伝費	事業遂行のために必要なものであって、次のようなものが対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット、ポスター、チラシ及びホームページ等の作成並びに広報媒体等を活用するために支払われる経費 ・SNSの課金方式による広告費 ※SNS広告を実施したことがわかる書類の提出が必要です。
6	補助対象経費	具体的に対象となる経費はどのようなものがありますか。 ⑤法人設立時の登記に要する経費	印紙・登録免許税は対象外とします。

阿賀野市新規創業サポート補助金

よくあるご質問

No	分野	質問	回答
7	補助対象経費	具体的に対象となる経費はどのようなものがありますか。 ⑥その他市長が適当と認める経費	事業遂行のために必要なものであって、次のようなものが対象となります。 ・展示会等出展費、商品開発費（デザイン料、設計費など）、報償費（専門家への謝金など）など ※判断がつかない場合はお問い合わせください。
8	実績報告	実績報告はいつまでにする必要がありますか。	補助対象事業の完了した日から起算して30日を経過した日、または、令和9年3月末日までに報告する必要があります。
9	実績報告後	実績報告後、市から報告等求められることはありますか。	補助対象事業の成果等に関する調査を行う場合があります。その際にご協力願います。